

一般廃棄物収集運搬事業者の皆様へ

⚠ 清掃工場への搬入ルールを 厳守してください！



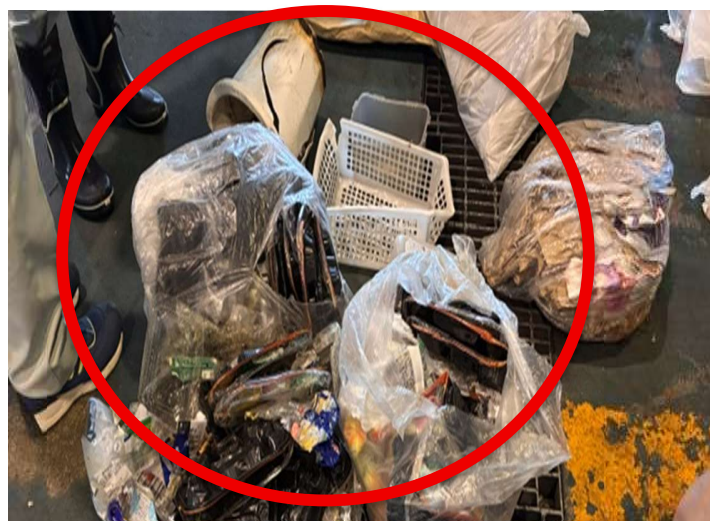
本市清掃工場に持ち込まれる焼却ごみの中に、不適正ごみである

廃プラスチック類(産業廃棄物)や、ペットボトル、不燃ごみ、紙・布類等
(一般廃棄物であっても焼却ごみではないもの)の混入事例が、

多数発生しています。

※市清掃工場へ焼却ごみを運搬する際は、**中身をよく確認し、不適正ごみの混入
防止**を徹底してください。

混入事例(随時行っている搬入されたごみの内容調査より)



プラスチック製品 ⇒ 廃プラスチック類
(産業廃棄物)



洋服等 ⇒ 紙・布類(一般廃棄物資源物※)

※特定の業種においては産業廃棄物の場合があります。
詳しくは裏面の QR コードよりマニュアル P7 をご確認ください。

市では、搬入されたごみの内容調査を抜き打ちで実施しています。
調査により不適正ごみが確認された場合は、収集運搬事業者へ
持ち帰りを指示するとともに、個別に聴き取り調査を行うなど、
改善指導を行います。

焼却ごみに混入の多いものの例

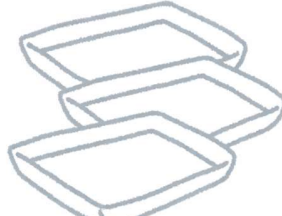
【廃プラスチック類】(業種指定なし、あらゆる事業活動に伴うもの)
⇒産業廃棄物になるため市の清掃工場では受入不可



弁当容器※



プラスチック製品



白色トレイ



プラスチック製保存袋※

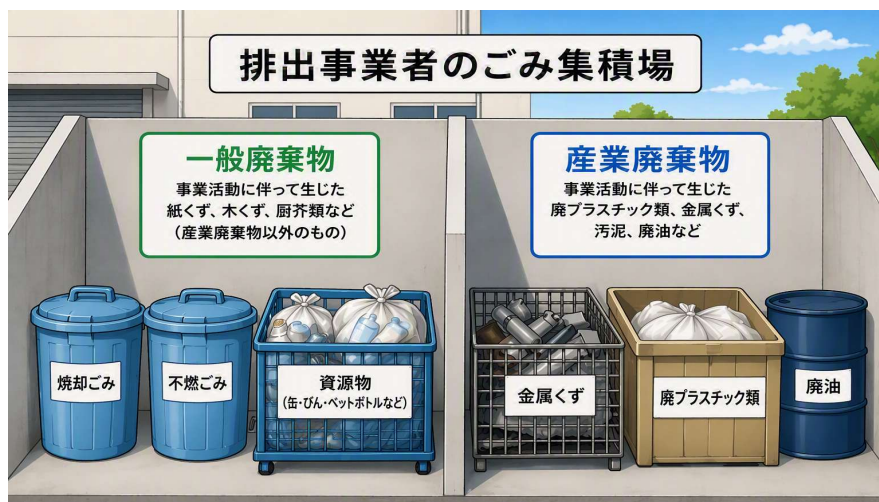
※従業員の飲食に伴うものは一般廃棄物とみなすことができます。詳しくは下部の QR コードよりマニュアル P7 をご確認ください。

※汚れていても焼却ごみではありません。

混入防止のための事例

混入防止のため、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」が明確に分かれているか等
排出事業者(収集先)とご確認をお願いします。

【イメージ】



※事業系ごみの分け方など、詳細は「事業ごみ
適正処理マニュアル」をご確認ください。



宇都宮市事業系ごみ
適正処理マニュアル

【問い合わせ】

- ◇ 一般廃棄物の収集運搬に関すること
廃棄物政策課 審査指導グループ
028-632-2928
- ◇ 事業系ごみの分別に関すること
ごみ減量課 3R推進グループ
028-632-2852